

平成28年度 第1回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 平成28年5月19日（木）13：30～16：30
- 2 場 所 千葉県教育会館 本館304会議室
- 3 議 題 次期特別支援教育推進基本計画について
- 4 配付資料 資料1～7
- 5 出席者 委員9名（欠席2名）、事務局5名
- 6 傍聴者 無し

<議事>

○事務局

- ・第1章、第2章のなかで、第1章第1節についての大きな変更点は、これまでの、国際社会の動き、国の動きに加え、千葉県の動きを加えること。これにより、千葉県独自の動きが明確になると考えている。また、第2節には、平成19年に策定された第1次計画を盛り込んだ。これにより、第1次計画を知らない方々にも、どのような計画であったかが理解できるようになったと思う。
- ・第2章について、大きな変更点は、第1次計画策定後の取組と評価とし、第1次テーマを記述することにより、その関連を明確にした。また、今後の課題を明確にし、第3章とのつながりがわかりやすくなるようにした。

○事務局

- ・第3章については、経過・現状という項目を作り、読み手が理解しやすくなるようにした。また、絵や図を入れ、わかりやすくなるように工夫した。まだ、図が小さかったり、見にくかったりするものもあり、指摘をいただきたい。

○委員

- ・読み手を明確にする必要がある。もし、読み手が保護者であるとすれば、早期相談できる場所の情報や特別支援学校の設置場所等の情報が必要なのではないか。
- ・「悉皆研修」という表記があるが、これは、一般の方にはわからない。

○委員

- ・自分の子どもに障害があるのではないかと不安に思ったとき、この計画を見るとしたら、なかなかわかりにくいと思う。

○委員

- ・対象を、一般の方・保護者・教員とすると、すべての方にわかりやすいというのは、難しいと思う。
- ・記述については、まずは、ハード面の記述（特別支援学級数や在籍数等）があり、その後、ソフト面の記述（支援体制等）が必要である。
- ・大事なことは、今の現状を明記して、さらにそれをよりよくするための方策を明らかにすることである。

○委員

- ・合理的配慮の文書を保護者へ配付する場合、「障害」という言葉を使うか、使わないか、悩むことがある。「障害」という言葉を使うと、「我が家には関係ない」と思い込んでしまう人もいる。「すべての子どもたちが平等に」等の表記が良い。
- ・インクルーシブ教育システムの構築で、「多様な教育の場」と言っているが、通級指導教室のある学校はまだ少ない。是非、どこの地区にもある、というような方法を考えてほしい。

○委員

- ・高等学校での配慮等に関しては、入学試験及び定期テストで、実施時において、その方法や環境等での配慮は可能であり、現在でも行っている。しかし、評価については、高等学校としての基準もあり、障害を理由としても対応が難しい場合もあると思う。
- ・支援員の配置、他県の状況把握は是非進めてほしい項目。
- ・高等学校の同じ敷地、建物内に特別支援学校の分校・分教室が同居している学校では、「危機管理」面だけでなく、同一の校長が両方の学校を管理の方が様々な面で有効であると思う。

○委員

- ・保護者目線で考えた場合…我が子がどのような教育を受けて成長していくのか、どのような選択があるのかを、フローチャート等で示してほしいと願っているのではないかと思います。
- ・特別支援学校長目線で考えた場合…過密化対策についてどこまで触れることができるのかが重要。また、特別支援学級の専門性、特に特別支援学校教諭免許の取得率の向上策については、検討項目となると思う。高校についても、どこまで具体的に書けるかがポイントになるかと思う。
- ・委員としての目線で考えた場合…教員養成を考えると大学の役割は大変大きい。千葉県が大学に求めること、具体的に書いても良いのではないかと。

○委員

- ・整備計画の根拠となるような計画にしてほしいと思う。そのためには、なぜそうなのかという根拠が大切。
- ・幼、小・中学校、高等学校での特別支援教育が中心になるとと思いますが、特別支援学校も大切。
- ・新学習指導要領の改訂作業が今後、どんどん進んでいくことになる。そのような情報も入れていかないと、時代遅れの計画となってしまうので、注意が必要。特に高等学校の通級指導は、単に通級指導として考えるのではなく、高等学校における特別支援教育の推進を意図していると捉えることが重要。また、特別支援学級の教育課程は、通常学級と特別支援学校双方の教育課程を把握して、クロスで入れていかないと、その子にとってのよりよい教育課程とはならないので、特別支援学級担任の先生方の力量が問われる。

—休憩—

○委員

- ・19年以降、特別支援学校が増加している。しかし、その学校の概要がわからない。障害種や学区により、近くにあるのに行けないでは意味がない。読み手が保護者であるのなら、そのような情報も掲載すべきではないか。

○事務局

- ・特別支援学校、通級指導の展開場所等の図示は必要不可欠であると考えている。掲載していきたい。

○委員

- ・いくつかの特別支援学校は、総合的特別支援学校を目指しているのか。反対に、専門性維持のために特定障害種に特化することもあるのか。県教育委員会の考え方と各学校の考え方が合わないことも考えられる。県教育委員会としてリーダーシップを発揮し、各学校の方向性を明らかにすることが大切なのではないか。

○委員

- ・学校の教育課程について、次期教育課程の論点整理では、「社会に開かれた教育課程」「アクティブ・ラーニング」「カリキュラム・マネジメント」等の在り方や方向性を総則に示すこととなっている。学校・教育委員会の役割を明確にしていく必要がある。

○委員

- ・今までは、中学校の特別支援学級を卒業したら、特別支援学校の高等部へ進学するという選択しかなかったと思う、近年は、高等特別支援学校・特別支援学校の職業科・通常の高등학교等と様々な進路選択が可能となってきた。
- ・特別支援学級には、障害の重い生徒と軽い生徒がいて、大変幅広い実態の生徒が在籍している。それぞれのニーズに応じたいが、現在の教員配置では困難。空き時間の教員を駆使すると、多忙化の原因ともなるので、定数配置のことについても是非触れてほしい。定数増加は、現在、特別支援関係だけではないか。

○委員

- ・現在、高等学校にはいろいろな生徒が入学している。軽度の（知的）障害をもつ生徒が通う高等特別支援学校では、手厚い支援・指導のため、教員配置が学級8名に対して1名であり、また、加配もある。一方、高等学校では学級40名の生徒に対して教員は1名。生徒の実態を見ると、高等学校と高等特別支援学校で大きな差のない場合もある。高等学校では、十分な支援を受けられないまま、進路変更を余儀なくされる生徒も出てきているのではないかと考えられる。

入学したら、卒業まで一緒に頑張りたいと、高等学校の教員も思っている。是非高等学校への人的配置については触れてほしい。

○課長

- ・千葉県では、高等学校にも支援員を配置している。全国で500人、千葉県では、今年度は8人となっている。千葉県では、修学旅行等にも看護師を同行できるようにしている。これは、他県では行っていない。

○委員

- ・高等学校の現状からすると、支援員の配置については、障害の重い生徒が在籍している場合。高等学校には、発達障害などがあり、生徒指導面で支援が必要な生徒も在籍していますが、加配等は無い。
- ・加配の項目に、「特別支援」という枠を作って、「特別支援教育」を重点的に進めようとする学校には加配がされる、という制度化を進めてほしいと思う。

○委員

- ・スクールカウンセラー（以下、SCと表記）と配置も含めてなのか。

○委員

- ・ SC は、週 1 回で 6 時間となっている。
- ・ 県では、修学旅行等の支援員の引率が可能となっているとのことだが、市町村ではなかなか困難な状態。引率を教員で強化すると、残った子どもたちの指導がおろそかにならないか心配。

○委員

- ・ 東上総地区では、小規模校が多く、増置教員はほとんどいない。今、特別支援教育関係において、どうにかがんばれているのは、特別支援アドバイザー派遣制度があるから。たいへん有効な事業なので、継続・拡大を図りたい。

○事務局

- ・ 特別支援アドバイザーは、各教育事務所に、全県で 20 人配置しており、年間 970 件前後の派遣を行っている。年々、要請が増加していることから、1 回あたりの派遣日数が少なくなっているのが課題。